

第三次国際化推進基本方針 (改訂版)

令和 6 (2024)年 4 月

我孫子市

第1章 第三次国際化推進基本方針の策定・改訂にあたって・・・1

1. 策定・改訂の背景とねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 基本方針の期間設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 基本方針とSDGsとの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 我孫子市における国際化の現状と課題・・・・・・3

1. 我孫子市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) 在住外国人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (2) 外国人旅行者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (3) 国際化の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 第二次国際化推進基本方針における取組と課題・・・・・・6
 - (1) 基本方針① 国際交流の積極的推進・・・・・・・・・・6
 - (2) 基本方針② 市民の国際性を育む環境づくりの推進・・・・8
 - (3) 基本方針③ 外国人も暮らしやすいまちづくりの推進・・・・11
 - (4) 基本方針④ 行政の国際化の推進・・・・・・・・・・13

第3章 国際化推進のための基本方針に向けて・・・・・・15

1. 国際性を育む環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2. 外国人も暮らしやすいまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・15
3. 国際化推進組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第4章 国際化推進のための基本方針・・・・・・17

1. 第三次国際化推進基本方針の構成図・・・・・・・・・・18
2. 基本方針① 国際性を育む環境づくりの推進・・・・・・・・19
3. 基本方針② 外国人も暮らしやすいまちづくりの推進・・・・24

第 1 章 第三次国際化推進基本方針の策定・改訂にあたって

1. 策定・改訂の背景とねらい

我孫子市は平成 4 (1992) 年に、「国際化推進基本方針」を策定しました。また、国際化を推進する組織として、市内 3 つの国際交流団体と一体となって、我孫子市国際交流協会（以下「AIRA」という。）を設立しました。平成 22(2010)年 7 月には、「多文化共生」という新たな国際化のあり方を踏まえた「第二次国際化推進基本方針」（平成 22 年度～平成 28 年度）を策定し、「国際交流の積極的推進」、「市民の国際性を育む環境づくりの推進」、「外国人も暮らしやすいまちづくりの推進」、「行政の国際化の推進」の 4 つを基本方針に掲げ、AIRA とともに、地域の国際化に取り組んできました。

これまでの間、経済のグローバル化や交通網の発達、デジタル化の進展などにより、人や物、資金、情報など海外との交流は拡大し続けており、個人が気軽に外国人と交流する機会が増え、民間レベルでの国際交流・国際協力活動も一層活発に行なわれています。

日本で暮らす外国人の数は、平成 23(2011)年の東日本大震災後は一時的に減少したものの、増加傾向にあります。

平成 24(2012)年 7 月には、日本に入国・在留する外国人の増加を背景に、外国人登録法が廃止されました。在住外国人にも住民基本台帳法が適用され、日本人と同様に基礎的な行政サービスを受けられることとなりました。

こうした環境の変化も踏まえて、平成 29(2017)年に第三次国際化推進基本方針を策定しました。

第三次国際化推進基本方針では、第二次国際化推進基本方針の達成状況を検証し、我孫子市の国際化の現状や課題、在住外国人のニーズを整理したうえで、市が引き続き取り組んでいくべきものと、民間主体で実施したほうが効果的なもの、市・民間が連携して取り組んでいくものに分け、具体的な取組事例を示し、基本方針に即した施策展開ができるよう工夫しました。

その後、日本で暮らす外国人の数は新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少はあったものの、長期的には増加傾向であり、令和 5 (2023)年 6 月末には約 322 万人と、これまでで最も多くなっています。我孫子市でも外国人は令和 5 (2023)年 12 月 1 日現在で 2,909 人と、過去最多となっています。

こうした背景から、第三次国際化推進基本方針に掲げる国際化推進の方向性は変わらないものの、SDGs の推進など社会情勢の変化にあわせ、基本方針の改訂を行うこととしました。

引き続き、この第三次国際化推進基本方針に基づき、本市の国際化推進に関する施策を展開していきます。

2. 策定・改訂の経過

第三次国際化推進基本方針の策定にあたって、平成 28(2016)年度に AIRA が実施している日本語教室の受講生を対象としたアンケートと、庁内の関係課による意見交換会を実施し、それらの意見を踏まえ、国際化の現状と課題を整理し、平成 29(2017)年 4 月に第三次国際化推進基本方針を策定しました。

第三次国際化推進基本方針は、社会情勢の変化に対応するため、第四次総合計画の策定に合わせて見直しを図ることとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の措置として渡航が規制されるなど、国際交流をめぐる状況が平時と異なっていたことから、見直し時期を延長しました。

令和 5 (2023)年度の見直しにあたっては、これまで実施してきた国際化推進のための基本方針を継続的に進めていくとともに、庁内の関係課及び AIRA への意見照会を行ったうえで、国際化の現状や課題等を更新しました。

さらに、令和 4 (2022)年度からスタートした第四次総合計画において、計画の着実かつ効果的な実行を図るため、PDCA サイクルに基づき、施策指標を設定していることから、今後は第四次総合計画の施策指標の達成状況を把握し、必要に応じて方針の見直しを図っていきます。

3. 基本方針の期間設定

第三次国際化推進基本方針は、平成 29(2017)年度を初年度とし、社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを図ることとします。

4. 基本方針と SDGs との関係

日本語で「持続可能な開発目標」を意味する SDGs は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された、令和 12(2030)年を期限とする世界共通の目標です。「地球上の誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」に向け、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取組）を掲げています。

我孫子市第四次総合計画では、各施策と SDGs の目標を関連付け、相互の目標達成に向けた一体的な取組を進めています。第三次国際化推進基本方針においても、SDGs の理念を尊重し、その目標達成に資するよう各施策の推進を図ります。



第2章 我孫子市における国際化の現状と課題

1. 我孫子市の現状

(1) 在住外国人数

本市には、令和6(2024)年1月1日現在、市の総人口の2.17%にあたる2,855人の外国人が暮らしています。近年の市の総人口は平成23(2011)年をピークに減少傾向にありますが、在住外国人数は増加傾向にあり、これに伴い、在住外国人の占める割合も増えています。

国籍別では、在住外国人の国籍・地域は約60にも及び、その中で、中国(23.7%)が最も多く、次いでネパール(15.3%)、ベトナム(11.9%)、スリランカ(9.1%)となっています。ネパール国籍の市民は平成29(2017)年の64人から、令和6(2024)年は436人と急増しています。

表1 在住外国人数

(各年1月1日現在 単位：人)

順位 ※1	国籍	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)	平成 29年 (2017) ※2	平成29年 から令和 6年まで の増減
1	中国	656	615	592	639	676	536	+140
2	ネパール	105	99	140	139	436	64	+372
3	ベトナム	295	286	246	306	340	234	+106
4	スリランカ	68	70	84	132	259	47	+212
5	フィリピン	231	223	221	219	228	194	+34
6	韓国・朝鮮	107	214	211	212	208	218	-10
7	ミャンマー	14	23	25	36	76	6	+70
8	インドネシア	41	42	36	76	75	38	+37
9	パキスタン	52	45	46	52	67	24	+43
10	タイ	42	42	44	53	59	43	+16
	その他	327	320	342	361	431	305	+126
	全体 (市の総人口に 占める割合)	2,038 (1.54%)	1,979 (1.50%)	1,987 (1.51%)	2,225 (1.70%)	2,855 (2.17%)	1,709 (1.29%)	+1,146
	参考：市の総人口	132,183	131,644	131,487	130,964	131,286	132,619	-1,333

(住民基本台帳より)

※1 順位は、令和6(2024)年基準

※2 第三次国際化推進基本方針策定時の基準値

在留資格別では、永住者(28.4%)が最も多く、次いで留学(22.8%)、家族滞在(10.9%)となっています。また、永住者を含み、日本に長期間にわたって滞在していると考えられる日本人の配偶者等、特別永住者、定住者、永住者の配偶者等の数は1,246人となり在住外国人の4割以上を占めています。

さらに、「留学」の在留資格をもつ外国人は増えており、平成29年と令和6年を比べるとおよそ2倍となっています。

表2 在留資格別人数

(各年1月1日現在 単位：人)

順位 ※1	在留資格	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
1	永住者※2	698	700	748	782	810
2	留学	375	276	192	289	652
3	家族滞在	194	197	214	245	312
4	技術・人文知識・国際業務	149	158	185	211	260
5	日本人の配偶者等	139	150	160	160	179
6	技能実習※3	124	108	45	114	155
7	定住者※4	77	72	75	81	90
8	特別永住者※5	80	79	79	82	78
9	特定技能※6	0	1	5	19	73
10	経営・管理	27	36	41	47	58
11	永住者の配偶者等	40	34	36	30	46
12	特定活動※7	65	97	116	83	40
	その他	34	40	64	73	102
	全体	2,038	1,979	1,987	2,225	2,855

※1 順位は、令和6(2024)年基準

※2 永住者：法務大臣より永住の許可を受けたもの(原則10年以上在留している等)

※3 技能実習：平成29(2017)年11月1日施行「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に定める、1号、2号及び3号(例：農業関係、建築関係等)

※4 定住者：法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者(例：日系3世、中国残留邦人等)

※5 特別永住者：「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた平和条約関連国籍離脱者及びその子孫

※6 特定技能：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する者(例：介護、ビルクリーニング等)

※7 特定活動：法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動(例：ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等)

(2) 外国人旅行者数

観光等で市内の宿泊施設に滞在する外国人の数は、令和4(2022)年は400人弱となっており、そのうちベトナムからの旅行者が約110人、中国からの旅行者が約80人、韓国、北米からの旅行者がそれぞれ約30人、その他の国からの旅行者が約150人となっています。滞在時期は、1月が最も多く、次いで8月、7月となっています。

(3) 国際化の取組

平成22(2010)年7月には、「多文化共生」という新たな国際化のあり方を踏まえた「第二次国際化推進基本方針」(平成22年度～28年度)を策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりにも取り組んできました。

令和4(2022)年度にスタートした「第四次総合計画」では、「国際交流・多文化共生の推進」を基本施策として掲げ、国際理解を深めるとともに、国籍等の異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員として生きていくための多文化共生を進めることとしています。

2. 第二次国際化推進基本方針における取組と課題

第二次国際化推進基本方針では、「国際交流の積極的推進」、「市民の国際性を育む環境づくりの推進」、「外国人も暮らしやすいまちづくりの推進」、「行政の国際化の推進」の4つを基本方針として定め、国際化に取り組んできました。

各方針の取組状況と課題は、次のとおりです。

なお、第三次国際化推進基本方針の改訂にあたり、取組状況を更新しました。

(1) 基本方針① 国際交流の積極的推進

ア) 推進組織（母体）の再編・法人化

- 平成 25(2013)年 9 月に市内で国際交流・国際協力活動を行う 6 団体に対して活動内容のヒアリング調査を行い、平成 26(2014)年 3 月に意見交換を実施しました。その結果、地域の国際化には、新たに組織を立ち上げるよりも、それぞれの団体が個性を活かした活動が続けるとともに、AIRA がこれまでに築き上げてきたネットワークを活かしていくほうが、より効果的であるという結論に至りました。
- 法人化については、NPO 法人となった柏市国際交流協会や流山市国際交流協会との意見交換等を通じて、AIRA で情報収集を行いました。その結果、法人化に伴い生じる事務が煩雑であることが判明し、それに見合うメリットが見いだせないことから、取り組んでいくことは難しい状況であるという結論に至りました。また、課題となっている新たな担い手の確保や次世代リーダー層の育成については、外国語講座の多くの受講生のうち、AIRA の活動に関心のある方へ呼びかけているほか、大学で活動を紹介するなど、国際交流まつり等でボランティア活動を行う若い世代の確保に努めています。

イ) 外国文化とのふれあいの推進

- 市民と外国人との交流を深めるイベントとして、国際交流まつりを毎年実施しています。AIRA 会員と AIRA で学んでいる外国人を中心に、ブース出展やステージ発表などを行い、外国人と日本人が相互に文化を知る良い機会となっています。来場者数は概ね 700 名前後で推移しています。

【主体：AIRA、我孫子市】

- AIRA では、我孫子市や近隣市の公共施設や文化施設、名所旧跡等を訪ねる国際交流バス研修を毎年実施しています。バス研修は、外国人参加者に日本文化等を体験してもらい、関心を深めてもらうと同時に、参加者同士が交流できる機会となっています。

【主体：AIRA】

- 鳥をテーマにした日本最大級のイベントであるジャパンバードフェスティバルでは、以前から台湾野鳥の会のブース出展があり、国際交流の場ともなっています。また、15周年を迎えた平成27(2015)年からは、外国の団体へ出展を呼びかけており、平成27(2015)年は7か国、平成28(2016)年は6か国が参加し、自国の文化や、その国でしか見られない珍しい鳥の紹介などを行っています。当日の通訳はAIRAでも対応しています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2(2020)年以降中止としていた海外からの出展を令和5(2023)年は4年ぶりに実施し、台湾・モンゴル・中国・タイが参加しています。当日は自国の自然環境や野鳥を紹介いただき、外国文化とのふれあいを推進しています。

【主体：ジャパンバードフェスティバル実行委員会、我孫子市】

ウ) ボランティア制度の充実

- AIRAでは、設立時からボランティアを募集しており、多くの市民がボランティアとして活躍しています。この数年間は約140名が登録しており、ホームステイ受け入れ、外国人のための日本語教室、外国人相談、市広報の英訳など、様々なボランティア活動をしています。東京2020オリンピックに向けたスロベニア選手団の事前キャンプでは、通訳ボランティアの皆さんが活躍しました。また、ボランティアの人材育成として、通訳・翻訳・日本語指導の講習会を毎年開催しています。相談員は県主催の研修や関東弁護士連合会主催のシンポジウムに参加し、活動のレベルアップにつなげる取組を行っています。

【主体：AIRA】

エ) 国際協力活動の推進

- ユネスコの寺子屋活動に協力し、毎年、市民から集めた書き損じハガキを切手に交換して送付しています。ハガキの回収箱は、公共施設に設置しています。

【主体：AIRA】

課 題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> AIRAなど市内で国際交流等の活動を行う団体同士の情報交換や、それぞれの特性を活かして連携するためのネットワークづくり 交流イベント等の参加者増加に向けた情報発信や実施内容の精査 通訳ボランティアの育成 |
|---|

(2) 基本方針② 市民の国際性を育む環境づくりの推進

ア) 国際理解教育の推進

- AIRA では、在住外国人に日本の伝統や文化、習慣を体験してもらい、日常生活に役立ててもらうことを目的とし、年に3回から4回程度、「外国人のための文化講座」を開催しています。

【主体：AIRA】

- AIRA では、外国人会員、海外経験豊富な市民や留学生を講師として、出身国の文化や芸術などを広く市民に紹介する「異文化理解講座」を毎年実施しています。

【主体：AIRA】

イ) 外国語学習機会の充実

- AIRA と市では、国際交流への思いを英語や日本語で伝える場として、「国際交流スピーチ大会」（令和4年度で22回目）を実施しています。

【主体：AIRA、我孫子市】

- 教育委員会では、小学校3～6年生と全中学生が、教員と外国語指導助手（ALT）による授業を週1時間以上受けられるようにしています。また、小中一貫カリキュラムに基づき、小学校1・2年生以下でも外国語学習を実施しています。ALT は段階的に増員しており、令和5(2023)年4月1日現在、13名となっています。

【主体：我孫子市教育委員会】

- AIRA では、市民が気軽に外国語を学べる場として、外国語講座を開設しています。英語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語・ドイツ語を、入門・初級・中級・上級など、語学レベルに合わせて受講できるようにしており、市の広報でもお知らせしています。この他、語学講座に発展する前のサロン形式で、スペイン語サロンとロシア語同好会を行っています。

【主体：AIRA】

ウ) 青少年などの海外派遣研修の推進

- 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する研修制度や海外派遣、内閣府が実施する青年国際交流事業などの募集情報を、市のホームページや広報、ポスター掲示などで広く市民にお知らせしています。

【主体：我孫子市】

エ) 社会人講師の活用

- AIRA では、海外での活動経験がある市民や在住外国人など、幅広く活躍している方をゲストとして招き、国際交流スピーチ大会や異文化理解講座関連事業で講演等を行い、AIRA 会員など広く市民と交流しています。

【主体：AIRA】

オ) 帰国・外国人児童生徒の受け入れ環境の整備・充実

- 令和 5 (2023)年 5 月 1 日現在、市内の小中学校には 106 名の外国人児童生徒が在籍しています。

海外からの転入生で、日本語が不自由で日常生活に支障をきたす児童生徒に対しては、学校からの要請に応じて、通訳者を派遣しています。なお、通訳者派遣は学期ごとに行っており、児童生徒の実態に応じて派遣日数を徐々に減らし、日本語指導のための学校派遣に移行できるようにしています。また、派遣が難しい場合は、学校へ AI 通訳機を貸し出し、児童生徒が授業に参加するための支援を行っています。

【主体：我孫子市教育委員会】

- 日本語指導のための学校派遣では、主に国語や社会など日本語が不自由だと内容の理解が難しい授業の時間に、週に 2 時間、別室で AIRA の日本語ボランティアと 1 対 1 で日本語の指導を受けられるようにしています。

この事業は、AIRA のパイロット事業として平成 19 (2007)年度にスタートし、平成 20 (2008)年度からは AIRA と教育委員会が連携して実施しています。

平成 28 (2016)年 3 月に、日本語を理解することが困難な児童生徒に対する支援事業として、内閣府が実施する「平成 27 (2015)年度 子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業 (チャイルド・ユース・サポート章)」を受章し、内閣府のホームページ等で取組が紹介されています。

【主体：我孫子市教育委員会、AIRA】

- AIRA では、希望する児童生徒には、春休み、夏休み等の長期休暇中の特別支援の日本語指導や、「外国人のための日本語教室」に参加してもらうなど、「学校派遣」以外でも日本語を学べる環境を整えています。

【主体：AIRA】

カ) 海外との都市間交流の推進

- 海外との都市間交流については、形骸化させないためにも、行政課題など明確な交流テーマを定めて、そのテーマに見合った都市と市民主体の交流を進めることが大切であると考えています。そのため、市では、これまで海外の都市との姉妹・友好都市提携は行ってきていません。

- 民間主体の交流として、ジャパンボードフェスティバルには、長年参加している台湾やモンゴルのほか、新たに中国から参加があるなど、鳥をテーマにした国際交流が広がりを見せており、市はそのバックアップを行っています。
【主体：ジャパンボードフェスティバル実行委員会、我孫子市】

課 題

- 多文化共生社会の実現に向けた、市民と在住外国人との相互理解の促進
- 今後も増加が見込まれる、日本語が不自由な帰国・外国人児童生徒のための通訳の確保
- 日本語が不自由な帰国・外国人児童生徒が、基本的な学習内容を理解できるような日本語支援体制の整備
- 民間主体の国際交流の促進に向けた工夫

(3) 基本方針③ 外国人も暮らしやすいまちづくりの推進

ア) 生活情報等の提供充実

- ・ 在住外国人が安心して暮らしていけるよう、市のホームページに多言語翻訳機能を追加し、5か国語（日本語、英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語、ベトナム語）に対応しています。

【主体：我孫子市】

- ・ 広報あびこの毎月1日号に掲載している生活情報を英訳した「News Letter Abiko」を配付し、市政情報やイベント情報、乳幼児の健診、法律相談、生活相談などの情報を提供しています。なお、「News Letter Abiko」は市のホームページの英語による紹介ページ「English」にも掲載しています。

【主体：我孫子市】

- ・ ごみの分け方出し方外国語版（5か国語対応）や母子健康手帳外国語版（9か国語対応）を提供しています。

【主体：我孫子市】

- ・ 外国人が安心して暮らしていくために、いざという時の安否確認や避難行動、救援救助などの手助けになるよう、日本語を含めて4か国語版の「防災のポイント」を提供しています。

【主体：我孫子市】

- ・ AIRAでは、災害時の対応に困らないために、外国人に対しての災害に関するアンケート調査等に積極的に協力するよう、日本語教室において指導しています。

【主体：AIRA】

- ・ 外国人相談窓口をAIRAに委託して開設しており、外国人が日常の困りごとを気軽に相談できるよう周知を図っています。木曜日とお盆、年末年始を除き、外国人からの相談を受け付けており、専門的な内容については、相談員から関係機関につないで対応しています。

【主体：我孫子市、AIRA】

- ・ 市や市民、市民団体などが実施する公共性・公益性の高い、外国人の参加が見込まれる行事への通訳派遣や、外国人が安心して暮らしていくために必要な情報の翻訳を、AIRAに委託して実施しています。

【主体：我孫子市、AIRA】

イ) 公共的サインの改善

- 新規に設置するサインについては、平成 14(2002)年 3 月に策定した「我孫子市公共サイン計画」に基づき、ローマ字やピクトグラム表記に取り組んできました。平成 27(2015)年 3 月からは千葉県「千葉県多言語観光案内板の表記等に関するガイドライン」に基づき取り組んでいます。

【主体：我孫子市】

- 避難誘導標識では、文字情報の多いものや老朽化しているものを、一目で内容が理解しやすい JIS 規格のものへの付替えを行っています。

【主体：我孫子市】

ウ) 日本語学習機会の充実

- 日本語学習機会の提供として、外国人のための日本語教室を市が AIRA に委託して実施しています。火曜日と土曜日の各曜日とも、年間 35 回、1 回 90 分の授業で、火曜日クラスでは、ボランティアによる託児も実施しています。受講生は増加傾向にあり、国際交流まつりや通訳支援など国際交流活動をする際に欠かせない存在となっています。また、日本語が不自由な外国人が、教室のボランティア講師に日常の困りごとを相談するといった外国人相談の受け皿にもなっています。

【主体：我孫子市、AIRA】

エ) 地域への参加

- 日本語教室受講生へのアンケート調査結果では、3 割の外国人が町内会や地域活動に「参加している」、「ときどき参加している」と回答しています。また、4 割の外国人は「参加していないが、都合が合えば参加したい」と回答していることから、地域活動に関心があることが伺えます。

課 題

- 外国人の居住実態に即した多言語化ややさしい日本語による情報提供
- 多言語やさしい日本語による災害時の支援
- ごみの収集方法（排出方法や収集日）などの生活情報や生活習慣を外国人に理解してもらうための取組
- 地域活動等の情報提供など地域への参加を促す取組
- 公共サインにおける、外国語対応
- 複雑化・高度化する外国人相談への対応
- 「病院に行くとき」などニーズに対応した通訳や翻訳対応
- 生活に密着したコミュニケーションへの支援
- 在住外国人が集まり、情報交換や異文化等を学ぶ場づくり

(4) 基本方針④ 行政の国際化の推進

ア) 全庁的な取組

- 外国語での観光情報の提供として、平成 27(2015)年にあびこガイドブック「ABI ROAD」の英語版と中国語（簡体）版(平成 29 年に韓国語版、令和 3 年に中国語（繁体）版を追加)を作成し、アビシルベや公共施設、市内のホテル等に配置するとともに、市のホームページに掲載しています。平成 29(2017)年 2 月、JR 我孫子駅南口に 4 か国語（日本語、英語、中国語、韓国語）の多言語観光案内看板を設置しました。平成 31(2019)年 2 月からは、世界の観光パンフレットを無料で見られるアプリ「楽天^{パトワ}PATW」にも掲載しています。

【主体：我孫子市】

- 平成 27(2015)年 12 月に市の PR 映像「物語の生まれるまちあびこ」の英語版と中国語版を製作しました。この映像を YouTube「あびこの魅力発信チャンネル」にアップロードすることで、市の魅力を国内外に発信しています。

【主体：我孫子市】

- 鳥の博物館では、来館者向けに配布しているパンフレットや展示説明板の見出しに、日本語と合わせて英語の表記をしています。

【主体：我孫子市教育委員会】

イ) 交流団体のネットワークづくりへの支援

- AIRA では、近隣の国際交流協会とともに「東葛地区国際交流連絡協議会」に参加しているほか、千葉県が主催する「国際交流・協力等ネットワーク会議」、近隣の国際交流協会が主催するイベント、研修会、民間団体が主催するセミナーなどに参加しています。そこで積極的に情報交換を行い、活動に役立っています。

【主体：AIRA】

- AIRA では、市内で活動する文化団体等とのネットワークを活かし、国際交流まつりで、生け花や着物の着付け、お茶席などを設けています。それにより、まつりに参加した外国人が文化団体等の活動や日本文化を知るきっかけとなっています。

【主体：AIRA】

ウ) 職員の育成

- 手続きのために来庁する外国人で日本語が分からない方の多くは、日本人や日本語が話せる外国人を同伴していますが、同伴者がいない場合には、外国語が分かる職員に応援を依頼するなど、各担当課において対応しています。

【主体：我孫子市】

エ) 外国人職員の登用

- 消防職員を除く常勤・非常勤・臨時職員の採用については、平成 10(1998)年に国籍条項を撤廃し、国籍にかかわらず公平に選考しています。

【主体：我孫子市】

- 英語学習の充実のため、ALT を採用しています。令和 5 (2003)年 4 月 1 日現在では、13 名を配置しています。(再掲)

【主体：我孫子市教育委員会】

オ) 各種審議会等への参加

- 審議会等の選考基準には、国籍条項は設けておらず、国籍に関係なく登用しています。

【主体：我孫子市】

課 題

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 外国人来庁者への対応• 情報提供の多言語化（やさしい日本語含む）（再掲）• 交流団体のネットワークづくりへの支援 |
|--|

第3章 国際化推進のための基本方針の策定に向けて

第2章でみたとおり、第二次国際化推進基本方針の下で、外国文化とのふれあいや国際理解・異文化理解を促進するためのさまざまな取組が行われてきました。

これらの取組は、国際交流推進や国際理解促進の面で成果を上げており、引き続き継続していく必要がありますが、今後は、より自由な発想で多様な取組が展開できるよう、市民が主体となれるような環境づくりも必要です。一方、市内の現状をみると、グローバル化や在住外国人の増加などの変化に伴う、新たな課題も浮き上がってきました。

本章では、新たな国際化推進のための基本方針の策定に向け、ポイントとなる課題について整理します。

1. 国際性を育む環境づくり

- 経済のグローバル化や交通網の発達などにより、人や物、資金、情報など海外との交流場面は増え続けており、日常生活で外国人と出会ったり、海外で活動を行ったりすることが増えています。そのため、在住外国人と市民がお互いに理解を深めていけるような取組が引き続き必要となっています。

2. 外国人も暮らしやすいまちづくり

①外国人への情報提供について

- 市のホームページでは、日本語を英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語、ベトナム語への自動翻訳が可能ですが、やさしい日本語の活用や、その他の言語の翻訳など、ニーズに応じて検討していく必要があります。
- いつ起こるか分からない災害が発生した場合は、在住外国人だけでなく、外国人旅行者も情報弱者となる可能性があり、災害時の多言語支援や、やさしい日本語での対応について、検討する必要があります。
- 日本語教室に在籍する外国人へのアンケートでは、「保健や医療制度」、「日本での生活ルールや地域の情報」など、ニーズに合った情報や、地域活動の情報の提供が求められています。また、「やさしい日本語での情報提供」など、手軽に情報を入手できる方法も必要とされています。
- 在住外国人の増加に伴い、地域において生活習慣や言葉の違いなどによるトラブルが生じています。このため、ごみの収集方法（排出方法や収集日）などの生活情報に加え、その地域の生活習慣を外国人に理解してもらうための取組が必要となっています。

②外国人相談、コミュニケーションへの支援について

- 外国人相談窓口では、相談の内容が複雑化・高度化し、ボランティア相談員では対応できないケースも出てきているため、(公財)ちば国際コンベンションビューローが実施している「在住外国人のための無料法律相談」や、「千葉県外国人相談」を利用してもらうよう、情報提供に努めていく必要があります。
- 教育委員会では現在、英語・中国語・スペイン語・ペルシャ語の通訳を確保しています。しかし近年、グローバル化が進んでおり、児童生徒が様々な国から転入してきています。学校への通訳派遣事業では、多様な言語の通訳を確保することが課題となっています。
- 日本語指導のための学校派遣では、ある程度日常生活を送ることができるまでの日本語指導となっているため、学習内容を理解するには困難さが残っている場合があります。そのため、支援計画や学習内容の改善を検討していくことが求められています。
- 日本語教室に在籍する外国人へのアンケートでは、通訳や翻訳を必要とする場面として、「病院に行くとき」が一番多く、「病院で医者や看護師と言葉が通じない」「薬の説明が分からない」など生活に密着したコミュニケーションへの支援が求められています。
- 市内で他の外国人と交流する機会として、AIRAの行事を挙げる人が最も多くなっています。また、市に求める支援として、「日本語教室を増やしてほしい」、「文化の違いを勉強したい」、「AIRAをずっと続けてほしい」といった意見が挙げられており、在住外国人が集まり、情報交換や異文化等を学ぶ場の確保が求められています。

3. 国際化推進組織

- 市内で国際交流や国際協力の活動を行う団体からは、各団体がゆるやかなネットワークでつながっていくことで、特色ある多様な活動ができるとの意見が多く出されました。このため、必要に応じてこれらの団体同士が情報交換や、連携ができるような環境やネットワーク作りが必要です。

第4章 国際化推進のための基本方針

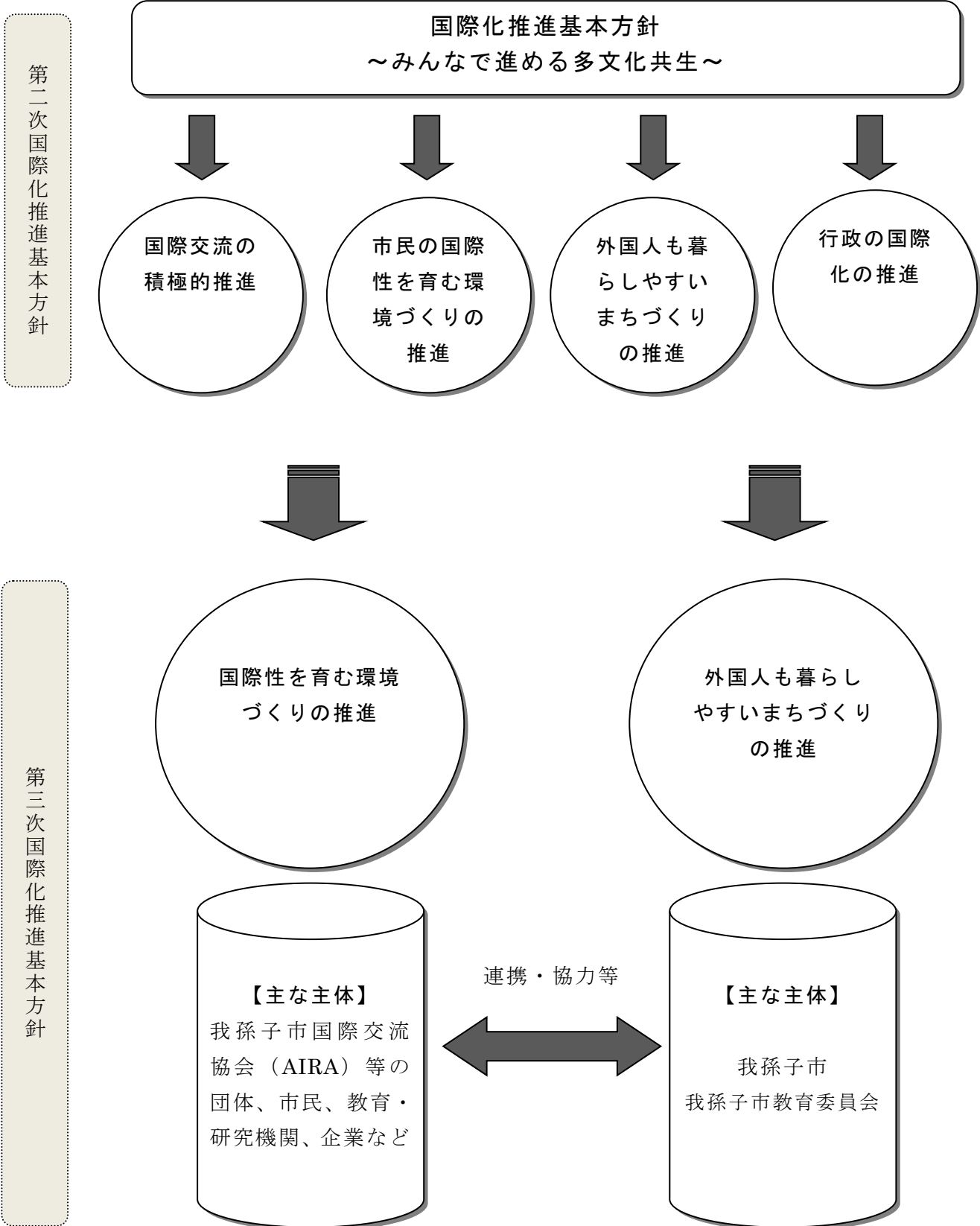
第2章と第3章で整理した国際化の取組状況や課題等を踏まえると、国際交流・国際協力活動には、AIRAなど市民主体の活動が大きな役割を果たしており、欠かせないものであることが明らかになりました。今後も、それぞれの個性を活かした活動ができるよう工夫し、地域の国際化につなげていくことが必要です。

また、増加傾向にある在住外国人については、外国人相談や日本語教室、日本語指導などの生活・コミュニケーション支援を引き続き行うとともに、情報提供の多言語化（やさしい日本語含む）や災害時の多言語支援（やさしい日本語含む）についても、新たに検討していくことが求められています。

この基本方針では、これまでに挙げた取組状況と課題を踏まえ、第二次国際化推進基本方針で掲げた方針を、大きく2つの方針に整理し取り組んでいきます。また、取組にあたっては、AIRA等と連携し、より効果的に取り組めるよう工夫していきます。

なお、本方針は、第二次国際化推進基本方針と同様に、多文化共生推進プランとしても位置付け、令和4年度にスタートした「第四次総合計画」で基本施策に掲げる「国際交流・多文化共生の推進」に取り組んでいきます。

1. 第三次国際化推進基本方針の構成図



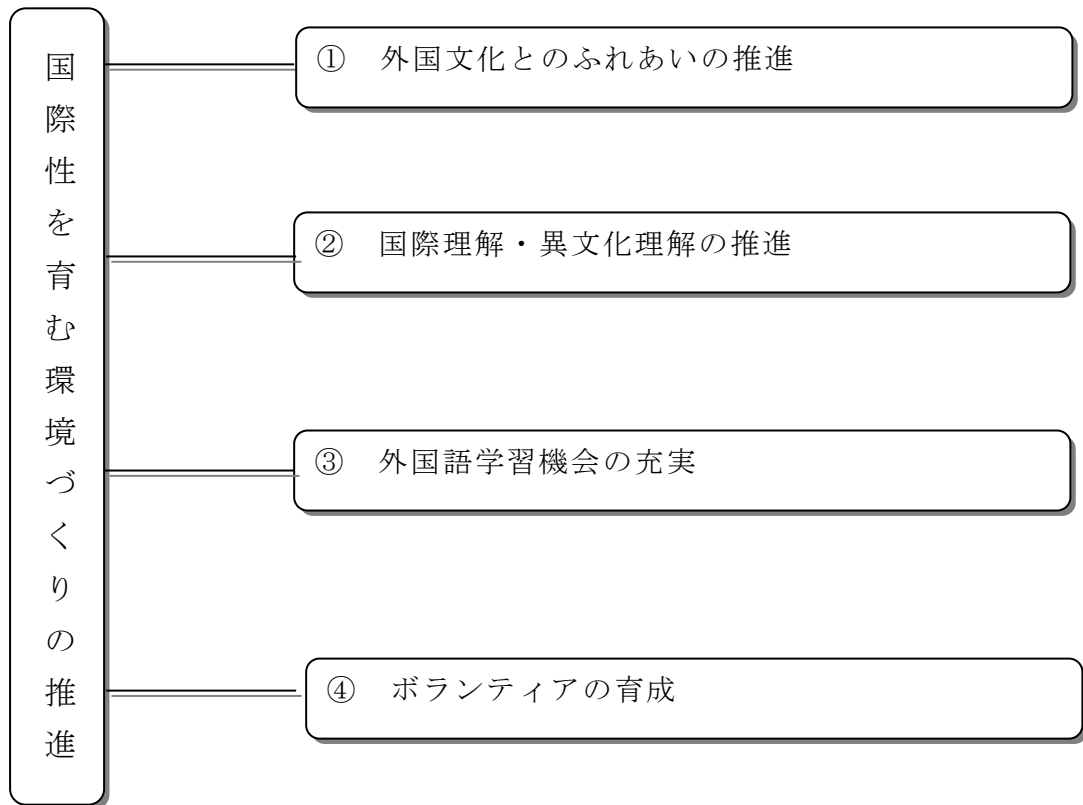
2. 基本方針① 国際性を育む環境づくりの推進

市内では、AIRAをはじめとして、市民が主体となって国際交流や国際協力の活動が活発に行われています。それぞれの個性を活かした活動が行われることは、国際性を育むうえで大変重要です。

また、国際性を育てていくためには、お互いの文化や習慣等の違いを理解することが出発点となります。

今後も、AIRAをはじめとする市民の取組と連携・協力しながら、国際性を育む環境づくりを推進していきます。

(施策の体系)



① 外国文化とのふれあいの推進

➤ 施策の方向

国際交流は、外国の異なる文化や価値観の違いを理解し、互いに認め合うことが出発点となります。このため、外国人市民や留学生との交流の場や機会を創出し、多くの外国人市民が参加できるよう情報提供に努め、相互理解を推進します。

➤ 主な取組

- 国際交流まっりの開催
- 国際交流スピーチ大会の開催
- ホームステイの受け入れ
- 草の根の国際交流の側面的な支援 など

➤ 効果的な実施方法

民間主体で実施し、必要に応じて市が支援

② 国際理解・異文化理解の推進

➤ 施策の方向

国際感覚を磨き、国際社会に対応していくためには、国際理解や異文化理解が必要です。このため、学校教育や社会教育の場において、国際性豊かな人材を活用するなど、諸外国の文化や自然、歴史、習慣、宗教などを学ぶ機会をつくり、国際理解・異文化理解を推進していきます。

➤ 主な取組

- 外国人のための文化講座の開催
- 異文化理解講座の開催
- 国際協力活動への協力
- 国際理解教育の実施
- 社会人講師の活用
- 交流団体のネットワークづくりへの支援 など

➤ 効果的な実施方法

民間主体で実施し、必要に応じて市が支援

③ 外国語学習機会の充実

➤ 施策の方向

国際交流や国際理解、異文化理解を深めていくために、外国語を学習することもひとつの方法です。AIRA 等で実施している外国語講座の情報提供や、学校教育での ALT の活用、オンラインによる国際交流等を通じて、外国語学習機会の充実を図っていきます。

➤ 主な取組

- 外国語講座の開催
- ALT の配置
- 小中学校における外国語学習の充実 など

➤ 効果的な実施方法

市と民間で実施

④ ボランティアの育成

➤ 施策の方向

国際化を進めていくためには、国際交流活動等に興味を持つ人やスキルを持つ人材等に、ボランティア活動に携わってもらえるようにすることが重要です。また、外国人や若い世代を含むボランティアの人材発掘や、すでにボランティアとして活動している人材がスキルアップできるような環境づくりに努めていきます。

➤ 主な取組

- 日本語ボランティアの育成
- 通訳、翻訳ボランティアの育成 など

➤ 効果的な実施方法

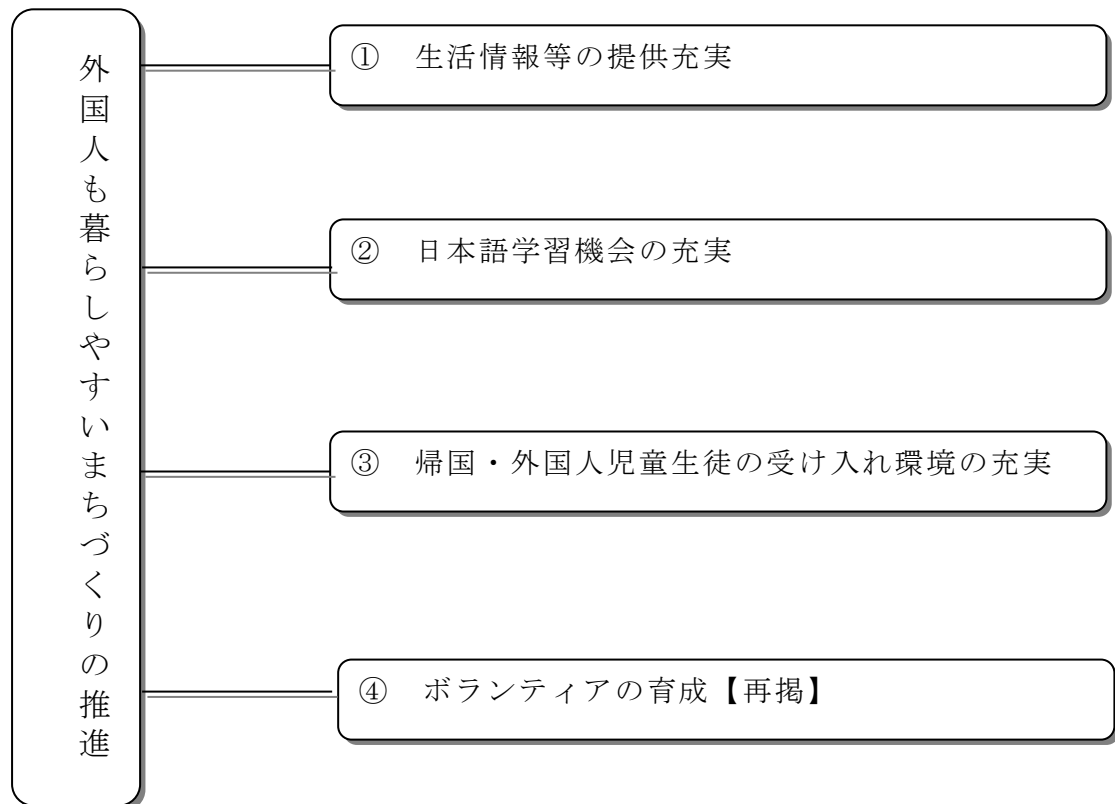
市と民間が連携して実施

3. 基本方針② 外国人も暮らしやすいまちづくりの推進

福祉や医療、救急、教育、防災などの生活情報を、在住外国人にも分かりやすいことばで提供していくことは、外国人も暮らしやすいまちづくりの第一歩となります。また、文化や習慣の違い等から外国人が抱えやすい日常の悩みごと等を相談したり、日本語でのコミュニケーションがとれるようになることも、外国人が日常生活を営むうえで、大変重要です。

今後も、AIRA 等とも連携しながら、外国人も暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

(施策の体系)



① 生活情報等の提供充実

➤ 施策の方向

外国人市民が安心して暮らしていけるよう、公共的サインの充実や、多言語化（やさしい日本語含む）による情報の提供を進めていきます。

多言語やさしい日本語による生活情報等の提供では、生活習慣や言葉の違いから発生するトラブルを防ぐため、「News Letter Abiko」の配布をはじめ、居住を始める早い時期に生活ルール等を外国人に理解してもらう取組を大学や不動産事業者等と連携しながら進めていきます。

地域参加のための情報提供では、外国人が地域になじめるよう、地域活動に関する情報を提供していきます。

日常的な外国人市民への個別の対応では、様々な外国人相談窓口を活用しながら引き続き取り組んでいきます。

災害時の外国人支援では、多言語支援など、災害時に市内にいる外国人の方が適切な行動がとれるような取組について検討していきます。

➤ 主な取組

- 公共的サインの外国語併記
- 多言語やさしい日本語による生活情報等の提供
- 外国語が話せる職員の把握・育成
- 地域参加のための情報提供
- 外国人相談窓口の充実
- 災害時の外国人支援の検討 など

➤ 効果的な実施方法

民間の協力を得ながら、市主体で実施

② 日本語学習機会の充実

➤ 施策の方向

異なった言語や文化をもつ外国人市民がその地域で安心して暮らしていくためには、日本語の習得が重要です。このため、市が AIRA に委託して実施する「外国人のための日本語教室」に引き続き取り組んでいきます。また、外国人のニーズに応じた日本語学習機会の充実を図っていきます。

➤ 主な取組

- 外国人のための日本語教室の充実
- 日本語教室受講者のニーズの把握 など

➤ 効果的な実施方法

民間の協力を得ながら、市主体で実施

③ 帰国・外国人児童生徒の受け入れ環境の充実

➤ 施策の方向

経済のグローバル化や交通網の発達などにより、外国から帰国する児童生徒・外国人の児童生徒の更なる増加が今後見込まれるため、そういった児童生徒が学校や地域での生活に早く溶け込めるよう、引き続き AIRA と連携し、受入れ環境の整備・充実を図っていきます。また、日本語指導の学校派遣の取組にあたっては、支援計画や学習内容について適宜改善を検討していきます。

➤ 主な取組

- 日本語指導のための学校派遣の充実
- 日本語指導のための学校派遣における指導者の確保
- 増加傾向にある外国から帰国した児童生徒や外国人児童生徒の対応の検討（通訳者の確保、支援体制など） など

➤ 効果的な実施方法

民間の協力を得ながら、市主体で実施

④ ボランティアの育成 【再掲】

➤ 施策の方向

外国人もくらしやすいまちづくりの推進のためには、日本語学習支援、通訳・翻訳ボランティアの存在が非常に重要です。このため、若い世代を含むボランティアの人材発掘や、すでにボランティアとして活動している人材がスキルアップできるような環境づくりに努めていきます。

➤ 主な取組

- 日本語学習支援ボランティアの育成（再掲）
- 通訳・翻訳ボランティアの育成（再掲） など

➤ 効果的な実施方法

市と民間が連携して実施

第三次国際化推進基本方針
(改訂版)

令和6(2024)年4月

我孫子市
(問合せ：企画政策課)